

編集室

* 編集理事に就任して約半年が経過しました。この間、編集委員会をはじめとして学会での出版関連の各種会議に参加しましたが、著作権にかかわる様々な課題が議論される現場に遭遇しました。一例が昨今話題の Google ブック検索です。これは世の中に出版されている書籍をデジタル化し書籍内の全文を検索可能とするとともに著作権切れの書籍は全文を、また著作権が存続しているものについても一部表示するとともに刊行中の書籍の場合は販売サイトへのリンクを表示するというものです。

* 既に御覧になった方も多数いらっしゃると思いますが、Google ではこれらの書籍をタイトルや著者あるいはキーワードで効率的に検索可能とし、目的の書籍が見つかった場合はその書籍の出版社あるいは図書館に誘導するとなっています。利用者から見れば一見至極当然、利用価値の高いサービスに見えます。さすが Google といった感じですが、これは我が国の著作権法に照らせば明らかに違法行為です。

* ポイントは他人の著作物をデジタル化して公開する場合は著作権者の承諾が必要だからです。Google は著作権者の許諾なしにアーカイブ化を進めています。我が国の著作権法でも当然書籍、論文等を含め知識や文化の普及の観点で私的複製や引用といった例外は認められています。しかし、この例外は我が国の著作権法では明確に例外と規定されたもの以外は適用対象になりません。つまり、Google がやったようなアーカイブ化は我が国の場合著作権者の許諾なしには許されません。

* しかしながら米国では事はこれほど簡単ではありません。米国ではこの例外の対象として「フェアユース」という概念があります。これは、「著作者に無断で著作物を利用しても、公正な利用（著作権者の利益を不当に害しない利用）に該当するものであれば、その利用行為は著作権侵害を構成しない」という法理。“公正な利用に該当するものであれば”といった包括的な形式になっている点が特徴であり、“公正な利用”に該当するか否かは裁判所が個別に判断することになっています。今回、米国でも Google ブック検索が著作権侵害にあたるか否か Google 社と米国作家協会、全米出版社協会との間でもめている大きな争点の一つがこのフェアユースに当たるか否かといった点です。

* Google Japan のブック検索のサイトでは日本国内の著作権法に配慮し明らかに著作者の同意を得たもののみをサイトに載せているようです。しかし、米国の図書館等に置かれた日本で出版された著作物はどうなるかという日本から見えてしまうことにもなってしまう。和解のための議論

はまだ続いています。現時点では、この Google のプロジェクトは米国、オーストラリア、カナダ、英国の英語圏 4 か国で出版された書籍に限定するといった修正案も出されているようです。この記事が出るころには既に和解が成立しているかもしれませんが、恐らく各国の著作権法に配慮した限定的なものにならざるを得ないと思います。

* この議論の様子を眺めながら感じたことがあります。それは法律、制度に対する考え方です。一言でいえば、「転ばぬ先の杖」か「転んでから、次は転ばぬように工夫する」です。我が国のこれは風土といってもよいかもしれませんが、どうしても法律、制度は「転ばぬ先の杖」的に、お上が決めたものだからといった感覚で議論が進んでしまいがちのように感じます。これには決まったことは皆で守るといった風土が根付いており社会全体の効率性を向上させるといった良い面もありますが、技術革新などによって既存の法律、制度を見直す必要が出てきた場合の対処に関してはどうしても後手に回ってしまうというデメリットも存在するように思えます。

* これに対して米国は、事後規制ありきというか、まずは何が出てくるかわからないところはケースバイケースで対処し、皆で議論して制度化していくといった風土が根付いているような気がします。どちらかといえば、新しい分野、ビジネスの開拓のためには米国風的一种遊びを入れたシステムが必要ではないでしょうか？ もちろん「規制緩和」の名のもと、我が国でもこの 10 年くらいの間に自由度を重視した法律、制度の議論が盛んに行われ、その実施も幾つかの目を見ています。しかし、ややもすれば「規制緩和」自体がお上の判断にお任せ、といった風潮があるような気がします。結局、海外でこうなった、ああした、最後は外圧でしぶしぶ受け入れ、といった後手に回っている感がするのは私だけでしょうか？ やはり、状況に盲従せず利害関係者を含め正確な情報に基づいて自らの頭で考え行動する、といった基本的な姿勢をそれぞれが共有すること、そして失敗を前提として法律、制度を考えるといったことが必要ではないでしょうか？

* 我が国でも、著作権法に関して改正著作権法が平成 22 年 1 月 1 日から施行されました。これによって幾つかの点でグローバルスタンダードに近づいた感があります。しかしながら「日本版フェアユース」はまだ議論中です。ほかにも、技術の進歩に呼応した様々な問題が出てくるのが想定されます。我が事にあらず、では済まされません。我々 ICT にかかわる技術者、研究者もこれらの法律、制度の議論を我が事として真剣に考えていく必要があると感じています。

(編集理事 三宅 功)